

“敵基地攻撃能力”を保有し、

抑止力を向上させる？？？

「2021年度防衛概算要求」&「敵基地攻撃論批判」（前田哲男）

から考える”・・・

軍事力の拡大を望む勢力から事あるごとに「敵基地攻撃能力を保持すべき」と提言されていました。中谷元防衛庁長官は「北朝鮮がミサイルを発射した後では限定されてしまう。ミサイル発射が確実な場合それをたたける能力をもつことは自衛の範囲だ」（2009年）。前原元民主党副代表は「敵地攻撃能力を持つべきだ」（前田哲男「敵基地攻撃論批判」から）と。

しかし戦後の自民党政府は中曾根防衛庁長官時の『防衛白書』で「わが国の防衛は専守防衛を本旨とする。他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、たとえばB52のような長距離爆撃機・攻撃型航空母艦・ICBM等は保有することは出来ない」（1970年）と記載したように、現実的には“専守防衛を超える軍備を持つことは認められない”という立場をとっていました。

ところが河野防衛大臣からイージスアショア配備の計画停止が表明される（2020年6/15）や、敵基地攻撃論が自党内から語られ始めました。

それを見て安倍首相は「わが国の防衛に空白を生むことがあってはなりません」「抑止力や対処力を強化するために何をすべきか…安全保障戦略のありようについて国家安全保障会議で徹底的に議論し新しい方針をしっかりと打ち出し速やかに実行に移して生きたい」（2020年6/18記者会見）と敵基地攻撃能力の保有も視野に安全保障戦略の見直しを表明。

日本国憲法9条では“武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段として永久に放棄する。・陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない”となっているのにどうして敵基地攻撃能力を持つと考えることになるのだろうか？

これまでの議論の推移を「敵基地攻撃論批判」（前田）から見て見ましょう。

日本政府は1956年鳩山内閣の答弁で“法理上”は敵基地攻撃も自衛の範囲内に含まれる場合もあると示しました。「わが国に対して急迫不正の侵害が行われその侵害の手段としてわが国土に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合“座して自滅を待つべし”というのが憲法の趣旨とするところだというふうにはどうしても考えられないと思うのです。そういう場合にはそのような誘導弾等による攻撃を防御するのに他に手段がないと認められる限り誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきもの」と。

とはいってこれまでの自民党政府では1959年伊能防衛庁長官の答弁で「こういう仮定の問題を想定してその危険があるからといって平生から他国を攻撃するような攻

撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは憲法の趣旨とするところではない」とあるように現実的な政策としては“専守防衛”“敵基地攻撃能力を保持しない”の立場で推移していたのです。

日米安保条約でも攻撃的能力“矛”は米軍、防衛の“盾”は日本の自衛隊とし専守防衛論で日本国憲法9条「陸海空軍その他の戦力を保持しない」とのバランスをとつてきたのが自民政権(憲法論として“専守防衛の自衛隊という軍事力”を持てるのかは大きな問題ですが)。

然るに2003年石破防衛庁長官の発言からは米国の巡航ミサイルマホークなどミサイルの発射基地への攻撃が可能な装備導入の検討に入ったと判断される(東京新聞)し、額賀氏が先制攻撃容認論をヘリテージ財団でぶち上げるし、法理のレベルから具体的実行論へ移りつつあってその流れの上に、今回の自民党の2020年8/4「国民を守るために抑止力向上に関する提言」、安倍首相の6/18の記者会見・9/11の談話があると見ることが出来ます。

自民党「国民を守るために抑止力向上に関する提言」(2020年8/4)では“北朝鮮の弾道ミサイル等の脅威の一層の増大を踏まえれば、われわれが飛来するミサイルの迎撃だけを行っていては防御しきれない恐れがある”“抑止力を更に向上させる必要がある”として“相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて抑止力を向上させるための新たな取り組みが必要”と敵基地攻撃論を提言しています。

「敵基地攻撃能力」を「相手領域内で…阻止する能力」と言い換えてもやはり敵基地攻撃能力・先制攻撃能力そのものを要求しているのは明らかです。

安倍首相は9/11「ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針」について談話を発表。“迎撃能力向上だけで国民の命と平和な暮らしを守れるかとの問題意識でミサイル阻止に関する安全保障政策の新方針を検討”と6/18の会見と同様に敵基地攻撃能力の保有そのものへの検討を示唆しています。

このように急速に敵基地攻撃能力が提起されているのは単にイージスアショアの計画停止の代替として考えられているのではなく、“安保法制=日米軍事一体化と米軍の戦略上の必要性から出されている”ことが多くの方から明らかにされています。

INF(中距離核戦力全廃条約)がトランプ大統領の破棄宣言で2019年には無効となっている。米国の「統合防空ミサイル防衛(IAMD)」構想は迎撃ミサイルだけでなく敵基地攻撃も含んだ構想となっていることからも米国の中距離ミサイルが沖縄南西諸島に配備されるのではとの指摘もあります。

以上のような日米一体の軍事戦略から2018年の防衛予算そして来年度2021年度概算要求からも敵基地攻撃能力の武器が導入されていることが分かります。

2021年度防衛概算要求は5兆4897億円。宇宙・サイバー・電磁の領域への重点化と同時に敵基地攻撃能力のある武器が「スタンドオフ」と呼び名を変えて続々と計上されています。

○敵に探知されにくい「ステレス戦闘機」F35Aを4機402億円、F35Bを2機264億円。最終的にF35戦闘機147機配備。

○F35に搭載する射程500kmの巡航ミサイルJSM(ノルウェイ製)に172億円。

○F35Bを搭載する「いずも型」護衛艦の空母化改修のため231億円。

○相手方のレーダーを妨害電波で無力化するスタンドオフ電子戦機開発に153億

円。

○相手国の兵器を監視する小型衛星「衛星コンステレーション」の研究に 2 億円。

○長距離のスタンドオフミサイル・巡航ミサイルはJSM だけでなく更に JASSM、LRASM(それぞれ 900km の射程距離)の導入も決まっている。米国の巡航ミサイルマホーク(1800km)も最終的に検討されているのでは…

○沖縄南西諸島に“地対航ミサイル部隊”を設置。

○島嶼防衛用として高速滑空弾研究に 229 億円、極超音速誘導弾研究に 93 億円。

などなどあらゆる兵器が宇宙&地球上のあらゆる地域に対応できる様に整備され始めています。

安保法制(集団的自衛権行使)が毎年防衛予算で具体化され攻撃的自衛隊になりつつある(半田氏がはっきりと指摘)ことは、「敵基地攻撃論」の新たな方向性の検討”と太くつながっています。

日本国憲法 9 条違反とはいえ自民党政府が自衛隊を国民に認めさせるために創つてきた理屈“1972 年の自衛権についての政府見解”や中曾根時の“防衛白書”で示された「個別の自衛権」「専守防衛」ですが、これらを破壊し更に、集団的自衛権の行使・海外での武力行使・敵基地攻撃論=先制攻撃論へと大きく戦争遂行体制が作られようとしています。

私たちの平和主義そのものが問われています。敵基地攻撃能力を認めない運動が必要です。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。